

妥協なき 解決を共に一

磐城総合法律事務所 Vol. 7 平成29年1月発行

個人の方

遺言・相続, 交通事故, 不動産トラブル, 債務整理, 労働問題など

法人のご相談

債権回収, 事業承継, 契約書等チェックや作成, クレーム対策, 顧問契約など

フリーダイヤル
0120-38-3145
または当事務所HPのお問合せ
フォームより, お気軽にお問い合わせ
合わせください♪



スタッフが簡単なお相談の概要, 相談料のご案内, ご予約日程等をご案内させていただきます。
また, 上記ご相談事項以外でも, 遠慮なくお問い合わせください。

【法律ニュース】

●日弁連では、「**中小企業海外展開支援弁護士紹介制度**」を運営しており, 中小企業の海外展開を積極的に支援しています。

地方の中小企業の場合, 海外展開をしたくても専門家による支援を受けにくい実情がありますが, この制度を利用すれば, 3年以上の国際的企業法務・取引法務の経験を有する弁護士のアドバイスを受けることができます。

私も, 中小企業の海外展開や渉外法務について目下勉強中ですので, 案件があればぜひご相談ください。

●相続等によって**共有(準共有)となった株式の議決権行使の方法**について, 最高裁平成27年2月19日第一小法廷判決が出されました。

同判決は, 共有株式の議決権を共有者の1人が行使することについて, ①会社法106条ただし書に従い会社が共有者の1人による議決権行使に同意することだけでは足りず, さらに, ②民法252条に従い**持分価格の過半数で決定されなければならない**と判断しました。

相続によって株式の共有が生じた場合, 権利行使が容易にできないことになりましたので, ご注意ください。





*近*況*報*告*

弁護士より

● 磐城高校野球部の110周年記念式典に参加してきました

磐城高校野球部が創部110周年を迎え、本年10月22日に、いわきワシントンホテル 椿山荘にて記念式典が開かれました。私も野球部OB（54回卒）として参加してきました。

OB会の式典チームとして、開催準備もほんの少しだけお手伝いさせていただきました。

さすがに甲子園出場9回、準優勝1回を誇る名門野球部だけあって、OBの皆様も、いわき市内外の企業経営者、いわき市長、現役時代ご指導いただいた監督さんまで、そうそうたる顔ぶれでした。

磐城高校野球部が最後に甲子園に行ってからはや20年以上が経ってしまい、残念ながら名門ではなく古豪というポジションになってしまいましたが、現役の後輩たちには、聖光学院という高い高い壁を乗り越えてもらい、歓喜の甲子園出場を勝ち取ってほしいものです。



事務局より



■白石

昨年、車を新調いたしましたので、約10年ぶりぐらいに後輪駆動車に乗り換えました。

それにしても、最近の車は色んな性能がついていて、運転していてもそれほど苦にならないほど快適なんですね。

一番驚いたのがシートヒーター。スイッチ一つで冷たいシートが数秒で暖くなるので、寒い日の朝には助かっています（笑）。

しかし、これから本格的に雪の季節到来です・・・。スタッドレスタイヤは装着しているものの、滑ってしまわないよう、「急」とつく操作をしないよう、慎重に慎重に運転の練習をしています。

自分で気をつけているつもりでも、もらい事故なんてものもあつたりするので、更に慎重に運転していかなきゃいけませんね。

皆様もお気をつけてください。



■高木

皆さんは福袋を購入する習慣はありますか？私はいつも愛用しているコスメブランドの福袋が好きで毎年通販で購入しています。今年は友人の分も含め3個購入しましたが、クリスマス前には届きましたので、自分へのクリスマスプレゼントにすることにしました(๐_๐*)

私が子供の頃は、中になが入っているのかほとんどわからないものが大半でしたが、それから10年もすると、「この福袋には絶対コレ（目玉商品）が入っています！」といったものが多くなり、いま現在、「入っている商品がみえて、オマケでシークレットアイテムが●個入っています！」といった、10年前とは真逆なものとなっているものが多いようです。

「中に何が入っているのかわからないドキドキ」は失いましたが、「中にコレだけは入っている」という安心感を得ました。良かったのか、悪かったのか、判断に迷うところです。

今回は、事業承継との関係も深い相続の問題、特に相続税の注意点を紹介します。小規模宅地の特例や配偶者の税額軽減制度、二次相続への配慮等、相続税軽減のためのポイントをご確認ください。

1 小規模宅地等の減税特例が利用できないかを確認

高額な相続税の負担を避けて相続人の生活を維持するため、相続税の算定に当たり小規模宅地等の特例という制度が定められています。一定の要件を満たす場合、相続する土地の評価額を限度面積の範囲で最大80%減額するという特例になります。

特例の内容は、①特定事業用宅地等、②特定居住用宅地等、③特定同族会社事業用宅地等に分かれています。そのうち②特定居住用宅地等の特例の概要は以下のとおりです。

区分	要件		限度面積	減額割合
	取得者	取得者等ごとの要件		
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	配偶者	取得者等ごとの要件はなし。	330㎡ (※) (※) 平成26年 12月31日 以前の相続 の場合、 240㎡	80%
	同居親族	相続開始時から相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を申告期限まで所有していること。		
	別居親族	①被相続人に配偶者及び同居の法定相続人がいないこと。 ②相続開始前3年以内に、国内にある別居親族又はその配偶者の所有する家屋に居住したことがないこと。 ③相続税の申告期限までその宅地等を所有していること。		
被相続人と生計を一にする親族の居住の用に供されていた宅地等	配偶者	取得者等ごとの要件はなし。		
	被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を申告期限まで所有していること。		

以上の要件を満たした場合、330㎡(※)の範囲で80%の評価額減額を受けることが可能となり、相続税を大きく減額することが可能となります。

なお、この特例は、原則として、相続税の申告期限(相続開始を知った日の翌日から10か月以内)までに遺産分割がなされないと適用を受けられません。申告期限までに遺産分割未了の場合は、「申告期限後3年以内の分割見込書」を相続税申告書に添付して提出しておく必要があり、その場合に限り、申告期限後3年以内に遺産分割を成立させて特例の適用を受けることができます。

2 配偶者の税額軽減制度を活用

配偶者について、①相続税の課税価格が法定相続分を下回る場合、取得額に関わらず相続税が課されず、また、②課税価格が法定相続分を上回る場合、その額が1億6000万円以下であればやはり相続税が課されない、という制度になります。

配偶者の税負担を大幅に減額できる有効な手段ですが、利用に当たっては二次相続への配慮が必須となります。なお、申告期限までに遺産分割をしないと原則適用が受けられない点は1と同様です。

3 二次相続でどのように課税されるかまで配慮する

配偶者の税額軽減制度は課税の繰延べ(被相続人から配偶者に相続がなされた段階では課税せず、その配偶者が死亡したときにまとめて相続税を課税する)という性格を持っているため、一次相続で1の特例や2の制度を利用して配偶者に多く相続させてしまうと、その配偶者が死亡して二次相続が発生した場合、かえって合計でより多くの相続税を払ってしまう、という事態になりかねません。

そのような事態を避けるため一次相続で配偶者にどの程度相続させるか、その場合に一次相続・二次相続で合計いくらの相続税が課されるかについて、何パターンかシミュレーションしておく必要があります。

法律顧問について

新規事業者応援プラン

月額1万円(税別)

- ・月額1万円(税別)でリーズナブルに顧問契約を利用可能。
- ・月2件まで無料相談を利用可能。
- ・最低限の費用で利用可能なので、セカンドオピニオンとしても利用可能。
- ・2年間の期間限定となり、2年経過後に別のプランを選択していただけます。

簡易プラン

月額3万円(税別)

- ・月3件まで無料相談を利用可能のほか、月1通まで簡単な書面(A4版10枚以内の典型的な書面)の無料作成も利用可能。
- ・HPに顧問弁護士の記事が可能。
- ・個別事件について10~15%程度の費用割引を実施。

標準プラン

月額5万円(税別)

- ・月5件まで無料相談を利用可能のほか、月3通まで簡単な書面(A4版20枚以内の典型的な書面)の無料作成も利用可能。
- ・出張相談が利用可能(出張先が遠方の場合、別途日当や交通費が発生する場合あり)。
- ・取引先等との交渉・協議への立会い・同席も対応可能(出張先が遠方の場合、別途日当や交通費が発生する場合あり)。
- ・個別事件について20~30%程度の費用割引を実施。

充実プラン

月額10万円(税別)

- ・無料相談、書面チェック、簡単な書面(A4版20枚以内の典型的な書面)の無料作成をいずれも回数制限なしで利用可能。
- ・出張相談が利用可能(出張先が遠方の場合、別途日当や交通費が発生する場合あり)。
- ・取引先等との交渉・協議への立会い・同席もに加え、取締役会等の内部会議への同席等も広く対応可能(出張先が遠方の場合、別途日当や交通費が発生する場合あり)。
- ・個別事件について30~50%程度の費用割引を実施。

オーダーメイドプラン

月額は個別に決定

- ・ホールディングス企業の相談に広く対応してほしい、組合、連合会等の業界団体・経済団体の会員企業の相談に広く対応してほしいという場合に有効
- ・個別に契約内容を決定でき、ニーズに合ったサービスの提供が可能。

各プランの詳細については、お気軽にお問い合わせください。

事務局からのお知らせ

当事務所は依頼者の方に安心してご相談いただけるよう、閑静な住宅街にございます。お越しいただく際には、事前に場所等をご確認いただけますようお願いいたします。



お車のカーナビ等でお越しの場合は、下記の住所で検索ください。

福島県いわき市平字作町一丁目9-3

※電話番号で検索すると、表示されない場合がございます。

お越しの際、場所がわからない場合は、事務所へ連絡いただければ電話にてご案内しております。



※法律顧問をご検討中の企業さまは、ぜひ一度ご連絡下さい。

予約専用ダイヤル0120-38-3145